

にーみん食ーぼん取扱飲食店募集要項

1 事業の趣旨

新見市内の飲食店で利用できる割引クーポン「にーみん食ーぼん（以下「クーポン」という。）」を発行し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ飲食需要を喚起することで、市内飲食店に対する経済的支援につなげます。

2 事業の概要

項目	内容
名称	にーみん食ーぼん
発行総額	54,600,000円（予定）
発行数	①紙クーポン 1世帯あたり（500円×6枚綴）×約13,000世帯 ②電子クーポン スマートフォンなど1台あたり（500円×4回分）×約7,800台（予定）
配布の対象者	新見市に住民登録のある全世帯の世帯主（基準日 令和2年7月31日）
発送時期	①紙クーポン：令和2年8月中に発送予定 ②電子クーポン：令和2年9月中にweb上に公開
利用期間	令和2年8月から令和2年12月31日まで。（予定）
発送方法	全世帯約13,000世帯に、令和2年8月21日時点（予定）で登録申し込みのあった取扱飲食店の一覧と一緒に、郵送で送付。
利用方法	共通 利用者は、クーポン取扱飲食店（以下「取扱飲食店」という。）での飲食代金の支払いの際に1枚あたり500円の割引を受けることができる。 ①紙クーポン ・利用枚数の制限なし ②電子クーポン ・スマートフォンなど1台あたり、1店舗1回限り ・取扱飲食店が、飲食代金の支払いの際、利用者各人にスマートフォンなどの画面に表示した電子クーポン（使用済み前）の提示を求め、確認の上、割引を行う。 ・割引した事実の確認は、レシートの控え及び電子クーポン使用前後の客のスマートフォンなどの画面の画像により行う。

3 クーポンの取り扱いに係る厳守事項

- （1） クーポンは、飲食物の提供などの取引において使用可能です。
- （2） クーポンと現金の交換は禁止しています。
- （3） クーポン額面以下の利用であってもお釣りは渡さないでください。
- （4） 不足分は現金等で受け取ってください。

- (5) 店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシなどにその旨を明示してください。
- (6) 利用期間を過ぎた紙クーポンは受け取らないでください。
- (7) 紙クーポンの盗難・紛失については、発行者はその責任を負いません。

4 クーポンの利用対象となるもの

- (1) 飲食物
- (2) 飲食物の提供を受けるための役務

5 取扱飲食店の登録資格

取扱飲食店に登録できるのは、以下のいずれにも該当する飲食店の事業者とします。

- (1) 申請日時点で新見市内に飲食サービスを主とする事業所、店舗を有し、店内での飲食提供を主な業態としていること。(主としてお客様の注文に応じ飲食料品をその場所で飲食させる事業所)
- (2) 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」または「喫茶店営業許可」を受け、新見市内で営業している飲食店。(食堂、レストラン、すし店、喫茶店、料理店、旅館、居酒屋、バーなど)

なお、下記に該当する事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、飲食の提供を主目的にしない店舗などの営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 新見市外に本拠地を有する法人が経営する店舗(新見市の指定管理施設は除く。)
- (4) 新見市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者が経営に関与している事業者
- (5) スーパーやコンビニ等の小売業及び卸売業を主とする店舗、また本部が新見市外にあるチェーン店およびフランチャイズ店
- (6) 学校給食、社員食堂
- (7) カラオケボックスなどスペース利用がサービスの対価となる業態
- (8) 社会通念上不適切であると判断される事業者
- (9) その他市長が不適と認める事業者

6 取扱飲食店の責務など

取扱飲食店は、次に掲げる事項を遵守することとします。

- (1) 取扱飲食店であることが明確になるよう、配付する告知ツール(ポスターなど)を消費者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が提示する紙クーポンについて、本物かどうかの確認をしてください。紙クーポ

ンを取り扱うすべての人（店員など）に周知してください。なお、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポンと判別できる場合は、紙クーポンの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察ならびにお問い合わせ窓口に通報してください。

- (3) 紙クーポンを受け取った時は、再流出を防止するためクーポン裏面に取扱飲食店名と受領日を記載することとし、既に記載があるものは、受け取りを拒否してください。
- (4) 取扱飲食店名が変更になった場合は、直ちに新見市観光協会に連絡してください。
- (5) 紙クーポンの交換及び売買は行わないでください。利用期間中における飲食などの代金として使用された紙クーポンのみ換金可能です。
- (6) 大量の紙クーポンを一度に使用するなど「第三者への譲渡等が疑われるケース」を覚知した場合には、直ちに新見市商工観光課までご連絡ください。

7 申し込みについて

(1) 申込方法

取扱飲食店に申し込みする事業者は、この「募集要項」に同意の上、食品衛生法に基づく「飲食店営業許可証」または「喫茶店営業許可証」の写しを添付して、以下の①または②の方法で申請してください。複数店舗を有する事業者の場合は、店舗ごとに申請してください。

- ① 「に一みん食一ぼん取扱飲食店登録申請書兼誓約書」をFAXする。

FAX：72-1188 （一社）新見市観光協会

- ② 「に一みん食一ぼん取扱飲食店登録申請書兼誓約書」を郵送する。

〒718-0017 新見市西方472-10

（一社）新見市観光協会宛

(2) 申込期間

令和2年8月13日～令和2年8月21日（締切後も随時登録できます。）

※新見市および（一社）新見市観光協会ホームページに掲載します。

(3) 登録手数料 無料

(4) 取扱飲食店の登録

取扱飲食店は、審査により承認・登録し、新見市および（一社）新見市観光協会ホームページに掲載します。

審査結果については、新見市観光協会から郵送で通知します。

また、店舗に掲示する告知ツール（ポスターなど）は、後日配付します。

8 取扱飲食店の登録の取り消し

次のような事由が生じた場合には、取扱飲食店におけるクーポン受領の有無に関わらず、取扱飲食店の登録を取り消すこととします。

この場合、クーポンの換金などを行わず、既に換金などを行っていた場合は、その返還を請求します。

- (1) 取扱飲食店（事業者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。以下、この

項において同じ。)が、クーポンの換金などについて詐欺を行い、または行おうとした場合

- (2) 事業者が、暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金などを請求した場合
- (3) 契約締結後に事業者が暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、「5 取扱飲食店の登録資格」の欠格条項に該当することとなった場合
- (4) その他事業者が新見市の信頼を損ない取扱飲食店の存続を困難とする次のような重大な事由がある場合
 - ① 新見市の名誉や信用などを毀損または毀損するおそれのある行為をしたとき。
 - ② 新見市の業務を妨害または妨害するおそれのある行為をしたとき。
 - ③ その他「募集要項」に違反する行為が認められるとき。

9 換金について

(1) 換金方法

本事業に係る換金は、新見市観光協会にて行います。「換金請求書」に必要事項を記入の上、紙クーポンの裏面に取扱飲食店名および受領日を記載して、新見市観光協会に提出してください。

換金受付は平日の9時から15時とし、毎月7日までに換金申請があったものを20日までに事前に登録された金融機関預金口座に振り込みます。(※7日を過ぎて提出された場合は、翌月の振込となります。)

受付・支払日が休日(土・日・祝日)にあたる場合は、指定日の翌営業日とします。

振込手数料及び換金手数料は徴収しません。

電子クーポンの換金は、(一社)新見市観光協会が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に(一社)新見市観光協会に到着した取引データに係る売上金額の総額を取扱飲食店からの請求とみなし、(一社)新見市観光協会より、取扱飲食店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。

(2) 換金の期間

令和2年9月1日(火)から令和3年2月22日(月)までとし、換金期間を過ぎた紙クーポンは無効になります。

10 その他の留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めます。
- (2) 「募集要項」を含むこの事業の取り扱いに追加・変更があった場合は、新見市および(一社)新見市観光協会ホームページでお知らせします。

《問い合わせ先》

- ① (一社)新見市観光協会
TEL: 72-1177
FAX: 72-1188
- ② 新見市商工観光課
TEL: 72-6137

F A X : 7 2 - 6 1 8 1